

報告第2号

損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年2月27日

西脇市長 片山 象三

西脇市専決第1号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

平成30年2月13日

西脇市長 片山象三

記

事故発生日時	平成30年1月11日 午前11時50分頃
事故発生場所	西脇市西脇 315番地先
相手方	市内女性
原因・状況等	公用車で旧来住家住宅駐車場から市道三和西脇線へ右折で出ようとしたところ、南進してきた相手方の原動機付自転車と接触し、原動機付自転車が破損するとともに、相手方が負傷した。 過失割合 相手方10%、市90%
損害賠償の額	相手方車両修理費等 30,775円×90%≒27,698円を賠償する。 その余の請求権の放棄